

静 情 審 第 3 号

平成27年4月21日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年10月15日付け環水第158号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

特定の事業者に対して交付されなくなったと報道された国庫補助金に関する関係
団体のやりとりに係る文書等の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第193号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成26年2月23日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書の開示を請求し、翌日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。

先日、厚生労働省から交付されるはずだった補助金約1億2,800万円が受け取れなくなったと報道された「水道水源等施設整備費補助金」（厚生労働省）に係る財務会計書類の全て（国・県の交付要綱・要領等の支出負担行為根拠文書含む。）及び当該補助金に係る国と県（県担当者含む。）と交付先団体（担当含む。）との相互交換文書（メール含む。）の全て

- (2) 平成26年4月7日、実施機関は、当該開示請求に対して、条例第7条第6号に該当することを理由に、条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定（以下「当初決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年4月10日、異議申立人は、当初決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、翌日、実施機関は、これを受け付けた。
- (4) 平成26年5月16日、実施機関は、当初決定に係る異議申立てについて、静岡県情報公開審査会に諮問を行った。
- (5) 平成26年9月18日、実施機関は、当初決定を取り消し、新たに部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同月24日、静岡県情報公開審査会への諮問を取り下げた。
- (6) 平成26年9月29日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、翌日、実施機関は、これを受け付けた。
- (7) 平成26年10月15日、実施機関は、本件処分に係る異議申立てについて、静岡県情報公開審査会に諮問を行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分では非開示とされた箇所のうち、懲戒処分及び服務

監督上の処分（以下「本件懲戒処分等」という。）を受けた者の氏名及び押印部分（以下「本件非開示部分」という。）を取り消し、開示を求めるといふものであり、異議申立人が本件処分に係る異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第7条第2号ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、「法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態にある情報をいう。ただし、利害関係人等に限って入手できる情報や請求の目的等によって閲覧が制限されている情報は含まれない。」（県「条例解釈運用基準」）ものをいい、いわゆるモザイクアプローチ（「一般人が通常入手しうる関連情報と照合することによって相手方が識別される情報」（最判平成6年1月27日民集48巻1号53頁））によって個人が識別される情報もこれに含まれるものである。
- (2) このことは、静岡県情報公開審査会諮問第166号に係る答申（平成22年9月27日付け静情審第24号）において、異議申立人が既に退職した固有の役職にあった県職員の名の開示を求めたことに対して「当該前空港建設事務所長に当たる氏名は、静岡県職員録等によっても容易に判別できると認められる。したがって、当該氏名は、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められ、開示すべきである。」との見解が既に示されていることから、平成24年度及び平成25年度の静岡県職員録等（例えば、平成25年度県退職者（課長級以上）再就職状況一覧などのインターネットにおける検索情報も含む。）において特定可能な固有の役職者（平成26年9月3日付けで管理監督責任を問われ処分を受けた水利用課長等）の氏名については、明らかに条例第7条第2号ただし書アに該当する。
- (3) 固有の役職でないため当該職員録のみでは個人を特定できなくとも、本件においては処分対象事件が水道事業に係るものであること及び不適正事務を行った職員が女性であることなどの情報を平成26年9月3日付け報道資料（県ホームページにて公開中）等で県自ら公にしており、このことから、不適正事務が行われた部署が静岡県くらし・環境部環境局水利用課水道環境班であること並びに平成24年度及び平成25年度における当該班の女性職員が1名だけであることなどから、いわゆるモザイクアプローチによって不適正事務を行った職員の氏名は特定可能な情報となっており、条例第7条第2号ただし書アに該当する。
- (4) このモザイクアプローチは前述の平成25年度県退職者（課長級以上）再就職状況一覧で判明した当時の水利用課長の氏名と「くらし・環境部環境局水利用課」をもとにインターネット検索しても現に可能である。
- (5) 平成25年度における静岡県くらし・環境部環境局水利用課水道環境班事務に係る職員及びその管理・監督者の氏名については、異議申立書に添付した職員録写し及

びインターネット上の県ホームページ情報のほか、同じく県が「慣行として公に」している「職員出張旅費情報」及び情報提供の推進に関する要綱に基づく「事務事業及び予算の執行実績」からも特定可能である。

- (6) さらに、当該年度中の関係部署（班）における決裁済みの任意の公文書を公文書開示請求しても特定は可能なものであるが、もしこれに対しても実施機関が今回同様の処分歴の有無に係る主張で氏名を非開示とするとなれば、単なる組織の内規に過ぎない懲戒処分等における職員の氏名の取り扱いをもって、条例の施行を著しく制約する結果を招くものであり、法的に不合理な結果を招来するものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求された文書は、特定の補助金の交付事務に関する文書であり、その限りにおいて職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。しかしながら、他方、「職員の不適切な事務処理が原因で国庫補助金が不交付となった関係者との交換文書」であり、その不適切な事務処理に関して職員に対する懲戒処分等が行われたことから、本件対象公文書には、本件懲戒処分等を受けた職員に関する個人情報が含まれている。本件懲戒処分等を受けた職員の氏名の公表は行われなかったから、本件懲戒処分等を受けた職員の氏名が開示された場合は職務権限や職務遂行の内容等から負うべき責任以上の非難を受けるおそれがある。
- (2) 本来、情報公開においては、「公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない」（条例第3条）と個人情報への配慮に関する実施機関の責務規定が定められているが、これは個人に関する情報は、一度開示されれば当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるためである。本件懲戒処分を受けた職員においては、まさに特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、非開示とするべき事項である。
- (3) したがって、「条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない」との理由により非開示とした判断は個人情報を保護する立場において適切なものであり、法令の適用を誤った瑕疵がある違法な処分ではない。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関が本件処分で特定した公文書のうち、本件非開示部分を含んだ別表記載の74件の公文書（以下「本件対象公文書」という。）について見分の上、審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件対象公文書について

静岡県くらし・環境部水利用課（以下「事務担当課」という。）は、補助金等

に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づき、法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項）として、厚生労働省が所管する水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る交付申請の受理、申請に係る書類の審査などの事務を行っていた。

この水道水源開発等施設整備費国庫補助金のうち、本件に係る開示請求がなされた時期に事務担当課の職員の不適切な事務処理によって交付されないこととなったと報道されたのは、特定の一部事務組合（地方自治法第284条第1項）が申請した水道広域化施設整備費（以下「本件補助金」という。）であり、本件対象公文書は、本件補助金に係る国、実施機関及び特定の一部事務組合の間で取り交わされた文書である。

なお、本件補助金に係る不適切な事務処理を理由として、事務担当課の職員らが懲戒処分等を受けている。

(2) 懲戒処分等の公表基準について

実施機関では、職員の非違行為等を防止するとともに、懲戒処分の透明性を確保し、もって県政に対する信頼を回復するために、「懲戒処分の基準」（平成23年3月23日付け職人第231号経営管理部長通知）を制定し、同通知の第3において、懲戒処分等の公表基準（以下「公表基準」という。）を定めている。

公表基準によれば、公表の対象となるのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）で、公表する内容は、①処分年月日、②処分量定、③事件概要並びに④被処分者の部局、本庁・出先の別、職位、年齢及び性別とされており、懲戒免職となった場合又は刑事事件等で既に氏名が報道機関等で公になっている場合には、これに加えて、⑤被処分者の氏名も公表することとされている。

また、懲戒処分に至らない軽微な職務上の義務違反などを行った職員に対し、将来の行動を戒め、あるいは注意を喚起するために行われる訓告や口頭注意などの服務監督上の処分については、職務上の非違行為で刑事事件となっている場合等、社会的影響が大きいと判断される事案について管理監督者に対して行ったときは、その内容を公表することとされている。

(3) 本件懲戒処分等の公表状況について

実施機関は、本件懲戒処分等について、平成26年9月3日付け記者提供資料「県職員（知事部局）の懲戒処分」を県公式ホームページ上で公表しており、現在でも閲覧可能な状態にある。

なお、本件は、懲戒免職となった場合でも刑事事件等で既に氏名が報道機関等で公になっている場合でもないことから、懲戒処分については(2)で挙げた①から④までの情報、服務監督上の処分については対象者の役職及び量定が当該ホームページで公表されているが、いずれについても氏名は公表されていない。

(4) 非開示情報該当性について

実施機関は、本件非開示部分が条例第7条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないとしているところ、異議申立人は、特定の個人が識別できる情報であることは是認するが、同号ただし書のいずれにも該当しないとの主張は認め難いとしていることから、以下、この点について検討する。

ア 条例第7条第2号本文該当性

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示情報とし、同号ただし書のいずれかに該当する場合には開示すべきことを規定している。

なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」としているのは、個人情報保護の観点から、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非開示情報とする趣旨である。

本件対象公文書は、事務担当課の職員が起案・供覧した文書や、関係団体との間で送受信した電子メールで、起案者、送信者等の氏名が記載され、他の情報と照合するまでもなく特定の個人を識別することができることから、それぞれの文書ごとに全体が条例第7条第2号本文前段に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

本件対象公文書に記録されている情報についてみると、一面として、本件補助金に関して事務担当課の職員が起案・供覧したり、電子メールを送受信した事実としての性質があり、その限りにおいて職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。

他面、本件懲戒処分等に係る処分事由が、本件補助金の申請事務手続において公文書を改ざんしたり事務処理を放置したりしたことであり、本件対象公文書は、本件懲戒処分等の処分事由とされた行為により作成されたり、当該行為に係るやりとりなどに伴い保有することとなったものであることから、そこに記録されているのは、懲戒処分等の処分事由そのものに関する情報であって、関係職員に分任された職務の遂行に係る情報ではない性質をも帯有しているといえる。

そもそも、条例第7条第2号ただし書ウの趣旨は、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されている公文書を開示して実施機関の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという要請と、公務員等についても個人としての権利利益を十分に保護する必要があるという要請との両者の調

和を図る観点から、当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報を開示することであるから、上記の二面性を有する本件対象公文書については、職務遂行に係る情報である性質の限りにおいて条例第7条第2号ただし書ウが適用されるものの、当該職員の懲戒処分等の処分事由そのものに関する情報である面を考慮し、個人の権利利益を害することとなるような情報について非開示とすることが許容されるものと解される。

したがって、条例第7条第2号ただし書ウには該当せず、非開示とすることが妥当である。

ウ 条例第7条第2号ただし書ア該当性

異議申立人は、本件非開示部分は職員録や職員の出張旅費情報のホームページ上での公表などの情報提供制度によって確認できるため、条例第7条第2号ただし書アに該当する旨の主張をしているが、それらの情報提供制度等で公表されているのは、特定の年度に特定の所属に在籍していた事実や特定日に特定の用務で特定の場所に出張をした事実などである。

また、異議申立人は、いわゆるモザイクアプローチによって個人が識別される情報も条例第7条第2号ただし書アに該当すると主張するが、モザイクアプローチとは他の情報と照合することにより特定の個人を識別する手法をいうもので、モザイクアプローチによって識別可能な場合には、これを個人識別情報として非開示とするのが条例第7条第2号本文の趣旨であるから、これと異なる異議申立人の主張は採用することができない。

そして、イで述べたとおり、本件対象公文書に記載されているのは、懲戒処分等の対象事実そのものに関する情報としての性質をも帯有しているといえるところ、本件懲戒処分等については、公表基準に基づき県公式ホームページ上で公開され、新聞などでも報道されているが、本件非開示部分については公表されておらず、他に懲戒処分等の対象者の氏名を公にすべきことを定める法令や公にするとの慣行は存在しない。

したがって、条例第7条第2号ただし書アに該当せず、非開示とすることが妥当である。

エ 条例第7条第2号ただし書イ該当性

本件懲戒処分等の対象者であるとの情報である本件非開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事情もうかがえないため、条例第7条第2号ただし書イにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

オ 条例第8条第2項の部分開示の可否

本件非開示部分は、それぞれ当該個人について、条例第8条第2項の個人識別部分であるので、部分開示の対象とならない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、当審査会の諮問第166号に係る答申を援用し、「異議申立人が既に退職した固有の役職にあった県職員の氏名の開示を求めたことに対して「当該前空港建設事務所長に当たる氏名は、静岡県職員録等によっても容易に判別できると認められる。したがって、当該氏名は、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められ、開示すべきである。」との見解が既に示されている」ことから、本件非開示部分を開示すべきだとしている。

しかしながら、異議申立人が当該諮問事案に係る答申から引用しているのは、開示請求の対象となった公文書中の他の箇所、当該退職職員の県職員当時の職及び氏名が公務員の職務遂行情報として開示されており、それが特定の所属の前所長のものであることが容易に判別できることから、当該氏名を非開示とする実質的な利益が失われていたという事情を考慮したものであり、上記答申は県職員の氏名が職員録等で公表されていることをもってただちに開示請求の対象とされた公文書中の個人の氏名を開示すべきだと判断したものではない。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 本件対象公文書

	公文書の名称	来書日、施行日
1	【お知らせ】平成25年度水道施設整備費補助金の内示について	H25.4.1
2	Fw: 【お知らせ】平成25年度水道施設整備費補助金の内示について	H25.4.1
3	Fw: 【お知らせ】平成25年度水道施設整備費補助金の内示について	H25.4.1
4	【依頼】H25年度 国庫補助事業執行状況調べについて	H25.4.1
5	平成25年度担当者報告票の提出について（静岡県大井川広域水道企業団）	H25.4.2
6	（事務連絡）平成25年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表の訂正について	H25.4.3
7	（事務連絡）「平成25年度水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表の訂正について」の訂正	H25.4.4
8	平成25年度（平成24年度からの繰越分）水道施設整備費国庫補助金の内示について	H25.4.5
9	平成25年度水道施設整備費国庫補助金（暫定予算）の内示について	H25.4.5
10	《ショート》【作業依頼】「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の進捗管理に係る調査について	H25.4.8
11	公共事業等執行施行状況調（H24年度出納整理期分、H25年4月末分）について	H25.5.1
12	【お知らせ】平成25年度（平成24年度からの繰越分）事業の内示について	H25.5.10
13	【お知らせ】平成25年度（平成24年度からの繰越分）事業の内示について	H25.5.10
14	Fw: 【お知らせ】平成25年度（平成24年度からの繰越分）事業の内示について	H25.5.13
15	【事前連絡】平成25年度水道施設整備費補助金の交付申請について	H25.5.13
16	【内示】平成25年度水道施設整備費等の内示及び交付申請書提出等について	H25.5.16
17	【内示】平成25年度水道施設整備費等の内示及び交付申請書提出等について	H25.5.16
18	平成25年度水道施設整備費等の内示及び交付申請ヒアリングについて	H25.5.16
19	【様式送付】Fw: FW: 【重要】水道施設整備費国庫補助金交付要綱等の改正について－その1	H25.5.16
20	【様式送付】Fw: RE: 【重要】水道施設整備費国庫補助金交付要綱等の改正について－その2	H25.5.16
21	RE: 【重要】水道施設整備費国庫補助金交付要綱等の改正について	H25.5.16
22	平成25年度水道施設整備費国庫補助金の内示について	H25.5.17
23	《ショート》【作業依頼】「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の進捗管理について	H25.5.21
24	H25年度国庫補助金交付申請電子データの送付について	H25.5.28
25	水道施設整備費国庫補助金の所用額所要額調べについて（回答）	H25.5.30

	公文書の名称	来書日、施行日
26	平成 25 年度(平成 24 年度からの繰越分) 水道水源等施設整備費補助金交付申請について	H25. 6. 6
27	平成 25 年度水道水源等施設整備費補助金交付申請について	H25. 6. 6
28	22【静岡県】平成 25 年度水道施設整備費補助金の交付申請について	H25. 6. 7
29	平成 25 年度(平成 24 年度からの繰越分) 水道施設整備費国庫補助金交付決定について	H25. 9. 11
30	平成 25 年度水道施設整備費国庫補助金交付決定について	H25. 9. 11
31	(岡島) 【依頼】 (㇔切: 10/ 8 18 時) H25 交付額の確認について	H25. 10. 4
32	平成 26 年度水道施設整備費国庫補助事業に係る要望書の提出について(依頼)	H25. 10. 4
33	【静岡県】 Re: 【依頼】 (㇔切: 10/ 8 18 時) H25 交付額の確認について	H25. 10. 8
34	完了、中間検査復命書	H25. 12. 4
35	(重要)水道関係国庫補助事業 事業計画変更申請について(上水道、簡易水道)	H26. 1. 7
36	(岡島) 【㇔切 2 月 5 日(水)】 Fw: 【国費】 厚生労働省所管 国庫支出金の繰越額及び不用額の報告について	H26. 1. 30
37	【質問書 送付】 大井川広域水道用水企業団事業評価について	H26. 2. 6
38	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様)	H26. 2. 6
39	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 2	H26. 2. 6
40	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 3	H26. 2. 6
41	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 4	H26. 2. 6
42	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 5	H26. 2. 6
43	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 6	H26. 2. 6
44	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 7	H26. 2. 6
45	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 8	H26. 2. 6
46	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 9	H26. 2. 6
47	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 10	H26. 2. 6
48	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 11	H26. 2. 6
49	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 12	H26. 2. 6
50	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 13	H26. 2. 6
51	大井川広域水道用水企業団事業評価の送付について(福田様) 14	H26. 2. 6
52	(岡島) FW: 25 年度事業について	H26. 2. 7
53	(岡島) 事業再評価書について	H26. 2. 7
54	事業再評価の回答票について	H26. 2. 7
55	(岡島) Fw: 【依頼】 (㇔切: 10/ 8 18 時) H25 交付額の確認について	H26. 2. 7
56	FW: ご連絡の件について	H26. 2. 10
57	FW: 【お知らせ】平成 25 年度(平成 24 年度からの繰越分) 事業の内示について	H26. 2. 10

	公文書の名称	来書日、施行日
58	FW: 【内示】平成25年度水道施設整備費等の内示及び交付申請書提出等について	H26. 2. 10
59	FW: 【依頼】(ㄨ切: 10/8 18時) H25 交付額の確認について	H26. 2. 10
60	ご連絡の件について	H26. 2. 10
61	(岡島) 平成25年度一般会計出資に関する資料の送付について	H26. 2. 12
62	Re: 財産処分の件(本日はありがとうございます)	H26. 2. 12
63	平成25年度国庫補助金申請における最終見込み財源内訳表の送付について	H26. 2. 13
64	本日お電話いただいた件について	H26. 2. 14
65	Re: 本日お電話いただいた件について	H26. 2. 17
66	RE: Re: 本日お電話いただいた件について	H26. 2. 18
67	RE: Re: 本日お電話いただいた件について(ご送付ありがとうございます)	H26. 2. 18
68	RE: Re: 本日お電話いただいた件について(ご送付ありがとうございます)	H26. 2. 19
69	Re: RE: Re: 本日お電話いただいた件について(了解いたしました)	H26. 2. 19
70	RE: RE: Re: 本日お電話いただいた件について(了解いたしました)	H26. 2. 21
71	RE: RE: Re: 本日お電話いただいた件について(了解いたしました)	H26. 2. 21
72	Re: RE: Re: 本日お電話いただいた件について(了解いたしました)	H26. 2. 21
73	水道施設整備費国庫補助金に係る不適切な事務処理について(記者発表資料の送付)	H26. 2. 21
74	報道記事一覧	H26. 2. 23

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 26 年 10 月 15 日	実施機関から諮問書（意見書）を受け付けた。	
平成 26 年 11 月 17 日	審議	第 278 回
平成 26 年 12 月 22 日	審議	第 279 回
平成 27 年 1 月 28 日	審議	第 280 回
平成 27 年 2 月 23 日	審議	第 281 回
平成 27 年 3 月 23 日	審議	第 282 回
平成 27 年 4 月 21 日	審議、答申	第 283 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 278 回～第 283 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 278 回、第 280 回～ 第 283 回
中野 美恵子	静岡大学 教育学部 教授	第 278 回～第 283 回
望月 律子	静岡県看護協会 会長	第 278 回～第 283 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 278 回～第 283 回
山本 雅昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 278 回、第 280 回、 第 282 回